

今月は毎年恒例の業務である【年末調整】についての 主な変更点と注意事項を分かりやすくご紹介します。

【かがやき税理士法人】

大改訂!

令和7年分年末調整、ココが変わる!

令和7年分の年末調整では、基礎控除・給与所得控除の見直しや、 新たな「特定親族特別控除」の創設など、昨年から変更された点が多数あります。 例年より早く公表されている国税庁の「年末調整のしかた」と併せて、 主要な変更点にご留意いただき、早い段階での準備や着手を進めてください。



【特に重要な3つのポイント】

1. 「特定親族特別控除」で、扶養の常識が変わる!

<対象者>

19歳以上23歳未満の、

一定の所得(給与収入のみの場合、<u>年188万円以下</u>)を持つ親族

く変更点>

昨年までの扶養控除の要件(給与収入103万円以下)が大幅に拡大されました。

<対応>

該当する従業員様への情報周知を徹底し、控除漏れがないようにご案内ください。

2. 控除額が変動!「基礎控除」と「給与所得控除」に要注意!

<基礎控除>

合計所得金額に応じて、控除額が58万円から95万円まで変動します。

<給与所得控除>

最低保障額が10万円引き上げられました。

<対応>

特に紙の源泉徴収簿で年末調整を行う場合は、正確な金額を確認し、計算にご注意ください。

3. 申告書様式が変更! 古い書類はもう使えません!

<様式変更>

令和8年分からは、「給与所得者の扶養控除等申告書」の様式が変更され、 同申告書に「源泉控除対象親族」の記載が義務付けられます。

<対応>

新しい様式を準備し従業員様へ周知し、

誤った様式での提出がないようにご指導ください。



詳細につきましては、

国税庁のウェブサイトに掲載されている

「令和7年分 年末調整のしかた」をご参照ください。

https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/nencho20 25/01.htm





「かがやき税理士法人」では、

年末調整をスムーズに実施・完了させるために早い段階での準備や着手を サポートさせていただきます。 いつでも「かがやきスタッフ」へお声かけください。

> 次回も かがやき税理士法人及びグループ各社の タイムリーな情報をお届けします。